

つなごう神戸事業補助金交付要綱

令和5年4月1日
地域協働局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、つなごう神戸事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助事業の対象者は、つなごう神戸運営協議会事務局とする。

(対象経費)

第3条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施するつなごう神戸事業に関する経費とする。

(対象外経費)

第4条 次に掲げる経費については、補助金の交付対象とならないものとする。

- (1) 記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金（補助事業者が、その事業実施団体の一員として分担するものを除く。）
- (2) 慶弔費
- (3) 飲食を主たる目的とした会合に係る経費
- (4) 国、県、市及びその他の団体等から補助金が交付される場合において、当該補助金により充当される経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に掲げる対象経費のうち予算の範囲内で定める。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業実施に係る収支予算書

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 補助事業者は、補助金規則第18条第2項に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、第8条に定める補助金交付決定額の範囲内で、概算払請求書（様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、その請求内容が適当と認めたときは、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付する。

（実績報告書の提出）

第11条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第9号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類（事業に要した費用を証する書類を添えること）

(3) 補助事業に係る収支決算書

（交付額の確定及び精算）

第12条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第10号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第16条により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の報告受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第11号）を前条の確定通知受領後速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。